

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2項第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成20年9月16日
【事業年度】	第61期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社つうけん
【英訳名】	TSUKEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田原 米起
【本店の所在の場所】	札幌市白石区本通19丁目南6番8号
【電話番号】	011（860）1161（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 鴻池 洋志
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区本通19丁目南6番8号
【電話番号】	011（860）1161（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 鴻池 洋志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1） 株式会社つうけん 東京支店 （東京都文京区湯島3丁目24 - 13 東京家具会館4階）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第61期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（9） <略>

（訂正後）

（1）～（9） <略>

（10）中間配当

当社は、株主の皆様への還元を重視した安定配当を継続していくため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。